

第 6 章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。
- (2) 造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用すること。
- (3) 圏央道建設に伴う調査において荒川自然堤防上から埋蔵文化財が発見されている。荒川及び入間川の自然堤防が計画地内まで続き、同様の遺跡が埋没している可能性があるため、慎重に工事を進めること。
- (4) 水田地帯の改変に伴う水流の変化による周辺集落及び営農地への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。
- (5) 供用時の進出企業による再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

進出予定企業の業種を製造業、運輸業としているが、事業内容及び周辺環境への影響(交通流への影響を含む)を具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音

道路交通騒音の予測、評価にあたっては、次の点に注意して行うこと。

ア 圏央道の高架部分による反射の影響を加味して予測・評価を行うこと。

イ 事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるようにすること。

(3) 地盤

造成前後において、同じ地点で調査できるよう調査地点を適切に選定し計測すること。

(4) 動物・植物

ア 広範囲にわたり水辺環境が消失することとなるので、水生生物や湿生植物への影響に特に留意し、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 植物の調査にあたっては、現地の実状にあった結果となるよう十分注意するとともに、荒川低地の水田環境の重要性に十分配慮し植物の多様性に留意して行うこと。

ウ 湧水が確認された場合には、当該湿生環境の改変に伴う予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

(5) 景観

水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行うこと。

3 事後調査について

(1) 大気

供用後の進出企業が与える影響に合わせて調査項目を選定すること。

(2) 大気・悪臭

調査地点は、四方又は風向に留意した地点とすること。

(3) 騒音・振動・地盤

現況と供用開始後の影響を比較できる調査地点を選定すること。

(4) 動物・植物

保全すべき湿性環境が確認された場合には、講じた環境保全措置の状況を継続して把握すること。